平成２３年（フ）第４８３号
大阪府和泉市池田下町1686番地の７
破産者　川邉　憲一
１　決定年月日　平成23年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５２５号
大阪府堺市西区鳳西町１丁88番地87　デルフィ鳳301号
破産者　鈴木　新二
１　決定年月日　平成23年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７０３号
神戸市東灘区青木２丁目８番９号
破産者　上田　文平
１　決定年月日　平成23年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７１３号
神戸市灘区新在家南町４丁目16番18―1106号
破産者　大水　博樹
１　決定年月日　平成23年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２０号
奈良県大和郡山市小泉町749番地３　マンション春日Ⅱ301号室
破産者　後藤　賢男
１　決定年月日　平成23年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第６０２号
熊本市龍田６丁目12番84―406号、開始決定時の住所熊本県菊池郡菊陽町大字原水1373番地１　日本梱包運輸倉庫社宅
破産者　青木　義孝
１　決定年月日　平成23年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第３２０号
熊本市保田窪１丁目１番69―804号
破産者　元田　典子（旧姓中野）
１　決定年月日　平成23年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第３３７号
熊本市国府４丁目７番30号
破産者　田中　康伸
１　決定年月日　平成23年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第４８６号
大分市南津留４番17号
破産者　柿田　周司
１　決定年月日　平成23年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１８号
北海道網走市つくしケ丘６丁目８番２―22号
破産者　長内　理恵
１　決定年月日　平成23年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２３年（フ）第２０９号
盛岡市肴町13番29号、旧住所盛岡市材木町９番４号
破産者　戸田　智章
１　決定年月日　平成23年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第２７４号
盛岡市西見前12地割20番地
破産者　太田　雅子
１　決定年月日　平成23年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第５８号
宮城県白石市字外川原12番地３
破産者　小野　　均
１　決定年月日　平成23年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第３１４号
茨城県水戸市元吉田町2342番地の３
破産者　山野　遵一
１　決定年月日　平成23年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３５１号
群馬県高崎市上並榎町232番地11
破産者　福田美紀子
１　決定年月日　平成23年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第２２０号
群馬県高崎市福島町741番地15
破産者　橋本　三生
１　決定年月日　平成23年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第２６９号
埼玉県本庄市けや木１丁目14番１号　金澤ハイム２－１－A
破産者　水野　正毅
１　決定年月日　平成23年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２８８号
埼玉県深谷市山河1082番地２
破産者　杉山　正樹
１　決定年月日　平成23年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１１９号
神奈川県藤沢市辻堂太平台１丁目15番29号　エテルネージュ202
破産者　萩原　　薫（旧姓横山）
１　決定年月日　平成23年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５５０号
千葉県印西市原４丁目５番地13棟701号
破産者　山口　信夫
１　決定年月日　平成23年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部